

毎日頑張っている組合員の皆さんにもっと組合のことを知ってもらいたい。自分のこと、大切な仲間のこと、守るには知るべき大切なことがあります。「知る」参加、「いう」参加、「実践する」参加、「役割を持つ」参加。イキイキと働ける職場を一緒に作り上げていきましょう！

妊娠・出産に関する制度、活用していますか？

妊娠や出産は身体や体調の変化だけでなく、働き方に関しても不安を抱えている方が多いのではないのでしょうか？働き続けるために必要な制度を知り、活用しましょう！

①産前・産後休業

(対象) 全ての女子従業員
(正社員・準社員・パート社員)



産前6週間以内(多胎妊娠のときは産前14週間以内)の休暇を受けることができます。出産したときは、産後8週間の休暇が与えられます。どちらも**無給休暇**です。

【**出産手当金**】・・・社会保険加入の女子従業員
産前産後期間中、デパート健保より出産手当金として標準報酬額の**3分の2**が支給されます。

申請、忘れずに！

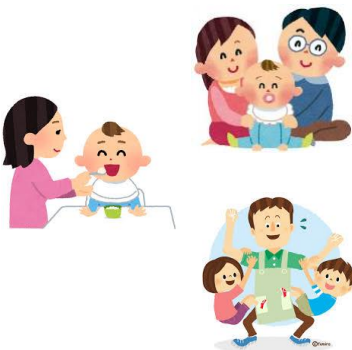


出 産

【**出産育児一時金**】・・・社会保険加入の女子従業員
社会保険加入の従業員が扶養する家族(妻)の出産
デパート健保より出産育児一時金として1児ごとに**42万円**支給されます。

②育児休業

(対象) 1歳未満の子を養育する従業員
(正社員・準社員・パート社員)



【対象】※**父母**ともに取得できます※

1歳に満たない子と同居し養育するために休業を申し出た従業員
有期契約社員は、

- ①入社1年以上
- ②子が1歳6ヶ月になるまでに労働契約期間が更新されること

【休業期間】

子が1歳に達するまで(子の1歳の誕生日前日まで)を限度として本人が申し出た期間(特定の条件を満たせば1歳6ヶ月まで可)

【**育児休業給付金**】・・・雇用保険加入の従業員
1歳未満の子を養育するために育児休業を取得し、休業中の賃金が休業前の80%未満の場合、一定の要件を満たすと休業開始時の賃金月額**67%相当**(育児休業開始から6ヶ月経過後は50%)が支給されます。

③育児短時間勤務

(対象) 3歳未満の子を養育する従業員
(正社員・準社員・パート社員)



取得を希望する場合は所属長に相談 & 届出をしましょう。

【対象】※**父母**ともに利用できます※

3歳に満たない子と同居し養育する従業員

ただし、1日の所定労働時間が6時間以下、勤続1年未満、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員は対象外です。

【内容】

1日の所定労働時間を原則として**6時間に短縮**することができます。



自分の働き方に不安があるときは一人で悩まず労働組合に相談しましょう

支部長より

支部 組合員の皆さんに一言！

制度の詳細内容は就業規則を確認しましょう！

発行責任者: 安達
編集責任者: 加藤
☎ 0256-68-6810



アークランドグループ労働組合は
かわいたかのり、たむらまみを応援します